

プロジェクトマネジメント学会九州支部  
支部会則

2003年10月3日  
九州支部長 橋本正明 制定

## 【プロジェクトマネジメント学会 九州支部設立趣旨】

プロジェクトマネジメント(PM)の本格的な普及の兆しが、日本でも鮮明になってきました。プロジェクトとは、明確な目標と期限と資源をもって計画され遂行される仕事です。プロジェクトの対象は、ITシステム構築や、エンジニアリング、建設はもちろん、事業戦略や、製造、販売、金融、研究、開発、行政、教育など、あらゆる分野に広がっています。これらの分野を横断するPMの知識は、半世紀におよぶ実践と研究をとおり「モダンPM」として体系化され、今では多くの分野で活用されています。特にPM先進国では、企業全体の事業戦略や施策の完遂のため、エンタープライズPMへ発展し、顕著な効果が報告されるまでに進展しています。

PM学会は1999年3月に発足し、2002年9月に日本学術会議の学術研究団体として承認され、現在、個人会員 1,383 人、法人会員 112 社、学生会員 68 人までになりました。九州・山口地域におきましてもPMの普及が望まれ、会員も増加中です。そこで、「PMによる地域発展」を図るため、九州支部を設立し、PMの知識普及や、課題の探索・達成、経営・事業への適用支援、事例研究など、活発に活動していく所存です。

(10月3日(金)の支部設立総会において了承)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、プロジェクトマネジメント学会九州支部と称する。

2 この団体の英語名は、Kyushu Branch of The Society of Project Management と称する。

(事務局)

第2条 この団体の事務局を別途定める場所に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 九州・山口地域における本支部の円滑な運営のため、本マニュアルを定める。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 支部大会の実施
- (2) 支部シンポジウム、チュートリアルの実施
- (3) 支部研究会の開催
- (4) その他 前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 役員

(種別)

第5条 支部には以下の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 4名
- (3) 支部幹事 若干名

第6条 支部長候補の選出は、直前の支部役員会(設立にあたっては支部設立準備委員会)の総意によるものとする。

- 2 支部役員候補の選出は、支部長に一任する。
- 3 支部長は、選出された支部役員候補を速やかに理事会に報告しなければならない。
- 4 支部役員候補の理事会への報告は、当該年度の前年度1月31日を期限とする。

## 第4章 交付金

(交付金の申請)

第6条 交付金は、細則に定められた上限の範囲内で、活動計画書を添えて理事会に申請し、その承認を得なければならない。

2 理事会の承認を得た交付金申請は、総会の議決を経て確定する。

3 交付金申請の理事会への提出は、当該年度の前年度1月31日を提出期限とする。

附則

1. 2003年10月3日 九州支部長 橋本正明 制定